

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

ページ

規 則

○荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則

（河川課）

一

告 示

○有害図書類の指定

（共同参画社会推進課）

二

○生活保護法による医療機関の指定

（社会福祉課）

二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

（同）

二

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

（同）

二

○道路の区域変更

（道路課）

三

○道路の供用開始（三件）

（同）

三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

（都市計画課）

三

○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

（住宅課）

四

○土地改良事業計画の認可

（大河原地方振興事務所）

四

○土地改良区の定款変更の認可

（東部地方振興事務所）

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

（危機対策課）

四

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件）

（契約課）

六

正 誤

○宮城県公報第二五三〇号中

七

規 則

荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十二日

○宮城県規則第四号

荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則

荒砥沢ダム操作規則（平成十四年宮城県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「平常時最高貯水位」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第七条の見出しを「洪水時最高水位」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第八条の見出しを「洪水貯留準備水位」に改め、同条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改める。

第九条中「三百五十万立方メートル」を「三百二十三万立方メートル」に、「六十七万立方メートル」を「六十二万五千立方メートル」に改める。

第十条中「九百三十四万立方メートル」を「八百七十三万八千立方メートル」に、「千二百八十四万立方メートル」を「千九百九十六万九千立方メートル」に改める。

第十一条を次のように改める。

（発電のための利用）

第十一条 発電は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める容量を利用して行うものとする。この場合において、第九条及び前条の規定による利用に支障を与えないよう行うものとし、最大使用水量は、毎秒二・〇立方メートルとする。

一 洪水期 標高二百四十一・一メートルから標高二百六十八・七メートルまでの容量八百七十三万八千立方メートル

二 非洪水期 標高二百四十一・一メートルから標高二百七十四・四メートルまでの容量千九百九十六万九千立方メートル

第十四条及び第十五条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第十七条第一項第一号中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改める。

別表四月二十一日から五月五日までの項中「九・七四六立方メートル」を「九・二五六立方メートル」に、同表五月六日から九月十日までの項中「三・七七三立方メートル」を「三・一六二立方メートル」に、同表九月十一日から翌年四月二十日までの項中「〇・五二四立方メートル」を「〇・六五八立方メートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百四号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十六年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	BOY'Sピアス 2014 3月号 18161103	(株)マガジン・マガジン
二	雑 誌	微熱SUPERテラックス 2014 2月号 07689102	(株)セブン新社
三	雑 誌	月刊劇漫スベシヤル 2014 3月号 1354513	(株)竹書房
四	雑 誌	別冊週漫スベシヤル 2014 3月号 17929103	(株)芳文社
五	雑 誌	エキサイティングマックス！ 2014 3月号 0209113	(株)ぶんか社
六	雑 誌	芸能裏NINJA VOL.01 64266145	(株)オークス

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仁明会訪問看護ステーションみなと	石巻市伊原津二一ー二	平成二十六年二月一日
カワチ薬局岩沼店	岩沼市たけくま二一ー三ー五十七	平成二十六年一月一日
みみ・はな・のど小泉クリニック	巨理郡巨理町字新町五十九一六	平成二十六年一月一日

○宮城県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ちば齒科クリニック	登米市迫町佐沼字中江一ー五一十一	平成二十五年十二月三十一日
みみ・はな・のど小泉クリニック	巨理郡巨理町字新町五十九一六	平成二十五年十二月三十一日

○宮城県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
ももせクリニック	ももせクリニック	塩竈市字伊保石二一ー一	平成二十六年一月一日

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百十三号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十二日

宮城県告示第百十四号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

本則第一号の表県営名取手倉田第二住宅の項を次のように改める。

県営名取手倉田第二住宅	同				昭和五十六年度	六二・八	〇・九四六	〇・五八三	四一、五〇円
	同	同	同	同	平成二十五年	三八・〇	〇・九二六	〇・四六七	五三、八〇円
同	同	同	同	同	同	六五・〇	〇・九二六	〇・七九三	九三、一〇円
同	同	同	同	同	同	七六・七	〇・九九六	〇・九三六	一〇八、六〇円

附則

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

○宮城県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、白石市土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十六年一月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年二月十二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐野好昭

○宮城県告示第百十五号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年二月四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年二月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大内仁

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年二月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 総合防災情報システム保守・運用管理業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 平成二十六年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内 外

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去五年間に、国又は都道府県が発注する総合防災情報システムの整備又は保守業務を元請けとして履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限り。

9 本業務に配置予定の調査技術者（主任技術者）又は監理技術者（現場代理人）は当該システム同等規模以上の情報システム又はネットワークの運用・管理の実務経験が三年以上の者とする。

10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇）宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三三（五）へ平成二十六年二月二十八日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部危機対策課防炎対策班（担当 菅原 充 電話〇二二一二一一一三三七五）

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年二月二十一日（金）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十六年三月十四日（金）午前九時から平成二十六年三月二十日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年三月二十日（木）午後五時まで
口 場所 2に同じ。

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出していただくこと。

- 6 開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十六年三月二十四日(月) 午前十一時
 - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎五階危機管理センター

- 5 入札に参加することができない者
 - 1 二に定める資格を有しない者
 - 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、委託期間の総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Service Required : Maintenance and operational management for integrated disaster information system
- 2 Duration of Contract : From March 31, 2014 to March 31, 2017
- 3 Place of Implementation : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai
- 4 Deadline for Bid : March 20, 2014, 5 : 00 pm.
- 5 Place and Time for Bid Selection : March 24, 2014, 11:00 a.m., Crisis Management Center, 5th Floor, Miyagi Prefectural Office building
- 6 Contact Information : Mitsuru Sugawara, Disaster Prevention Measures Section, Crisis Measures Division, General Affairs Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2375

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年二月十二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事	村	井	嘉	浩
東松島市	矢本字	四反走	百三十九番	

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市若林区	卸町二丁目一番四号	イマス卸町
イーストンビル	七階	
株式会社	土屋ホーム	東北

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年二月十二日

一 落札に係る建設工事の名称 砂押川外河川災害復旧工事(その四)(平成二十五年度県債三二一地震災一四二〇一〇〇四号)

宮城県知事	村	井	嘉	浩
-------	---	---	---	---

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十六年一月三十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大成・あおみ・深松建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号
- 五 落札金額 四十四億七千八百万円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価落札方式(標準型(施工計画型)))
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年十一月十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 北上運河河川災害復旧工事(その三)(平成二十五年度県債三一―地震災五〇二五―〇〇三号)
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年二月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 安藤ハザマ・奥田・齋藤特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 東北支店 仙台市青葉区片平一丁目二番三十二号
- 五 落札金額 三十八億二千二百万円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札(総合評価落札方式(標準型(施工計画型)))
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年十一月十九日

正 誤

○宮城県公報第二五三〇号(平成二十六年二月七日付け)中
 ページ 段 行
 八 下 九
 平成二十六年三月十日(月)午後 三時まで
 正 誤
 平成二十六年三月十日(月)午後 五時まで